

令和元年長審第30号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a 1  
職 名 A甲板員  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
平成31年4月30日04時30分  
長崎県黒島北岸沖合
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 19トン  
登 録 長 23.25メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 872キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りにキャビンを配し、その上方に操舵室を設け、同室前部右舷側に舵輪があってその前方の棚に魚群探知機1台、レーダー及びGPSプロッター各2台を、右舷側壁際に機関操縦レバーをそれぞれ備えた、ごち網漁業に従事する2機2軸のFRP製漁船で、船長a2及びa1受審人ほか4人が乗り組み、操業の目的で、船首0.9メートル船尾1.7メートルの喫水をもって、平成31年4月30日04時00分長崎県相浦港を発し、僚船3隻と共に同県五島列島西方沖合の漁場に向かった。

ところで、a1受審人は、平素1日平均約7時間の睡眠をとっており、発航前日の29日は17時00分頃まで漁網の手入れ等を行ったのち、21時00分頃就寝したものの、寝付きが悪く、十分な睡眠がとれないまま出航したことから、発航当日は少し睡眠不足の状態であった。

a2船長は、出航操船に引き続いて船橋当直に就き、前示漁場に向けて西行し、04時15分頃長崎県高島南方沖合に差し掛かったところで、a1受審人に対して居眠りに注意するよう指示して同当直を引き継ぎ、キャビンで休息をとった。

a1受審人は、船長から引き継いで単独の船橋当直に就き、レーダー2台を16海里及び3海里の各レンジに、GPSプロッター2台をともに2海里のレンジにそれぞれ設定して作動させ、舵輪後方の肘掛け及び背もたれ付きの椅子に腰掛けて操船に当たり、04時16分少し過ぎ長崎県佐世保市黒島町所在の伊島三等三角点（標高39.51メートル）（以下「伊島三角点」という。）から102.5度（真方位、以下同じ。）3.3海里の地点で、針路を270度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分2,100にかけて20.0ノットの速力（対地

速力，以下同じ。）で，進行した。

a 1 受審人は，04時20分半僅か過ぎ伊島三角点から112度2.0海里の地点に至ったところで，船首方3海里付近に漁船群の灯火を視認したことから，これらを避航することとし，自動操舵の針路設定ダイヤルを左に回して針路を252度に転じ，元の針路に戻せるようになったら右転するつもりで続航した。

転針したとき，a 1 受審人は，睡眠不足に加え，船首方にいた漁船群を右舷側にかわした安堵感による気の緩みも重なって，眠気を催すようになり，椅子に腰掛けたままの姿勢でいると，居眠りに陥るおそれがあったが，あと少しで元の針路に戻せるようになるので，それまで眠気を我慢できるものと思い，椅子から立ち上がって外気に当たるなど，居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして，a 1 受審人は，同じ姿勢で進行するうち，いつしか居眠りに陥り，04時26分少し前元の針路に戻せるようになったものの，右転することができず，その後黒島西端沖合にある平均水面上の高さ3メートルの平瀬と称する水上岩（以下「水上岩」という。）に向首して続航し，04時30分伊島三角点から215度2.1海里の地点において，Aは，原針路及び原速力のまま，同水上岩東側の浅所に乗り揚げた。

当時，天候は曇りで風はほとんどなく，潮候は上げ潮の末期にあたり，視界は良好であった。

a 2 船長は，キャビンの寝台で休息中，衝撃を感じて目が覚め，乗り揚げたことを知り，事後の措置に当たった。

乗揚の結果，船底外板に亀裂を伴う擦過傷を，両舷推進器軸及び同翼に曲損等をそれぞれ生じたが，のちいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、長崎県黒島北岸沖合において、船首方にいた漁船群を避航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島西端沖合にある水上岩に向首進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、夜間、黒島北岸沖合において、椅子に腰掛けた姿勢で船首方にいた漁船群を避航中、睡眠不足に加え、同漁船群を右舷側にかわした安堵感による気の緩みも重なって、眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、椅子から立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、あと少しで元の針路に戻せるようになるので、それまで眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、水上岩に向首進行して同岩東側の浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 1 月 2 7 日

長崎地方海難審判所

審判官 黒田拓幸